

越 監 公 表 第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和2年（2020年）4月10日付け越監第25号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年6月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや旅費の請求手続きに関する事などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(都市計画課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきました事項につきましては、過支給ではなく、旅費申請の経路備考欄に「所属長が特に認めた経路の変更理由」の入力が漏れてしまったものです。

対象の職員は定期保有区間があり、目的地まで定期保有区間を経由する経路選択をすることもできました。しかし、路線情報を調べた結果、最短経路と比較すると、大幅に迂回することとなり、最低でも、片道30分程度、時間がかかることとなりました。また、運賃を比較すると、104円の差であり、業務への影響や費用対効果を考慮した結果、合理的な範囲内の額であると判断し、所属長が経路の変更を認めたものとなります。

このようなことから、本件につきましては申請内容を修正し、備考欄に経路の変更理由を入力しています。

再発防止策として、職員に対し、適切な旅費申請を行うことは、もちろんのこと、決裁者としても、適切な申請内容であるか、確認をさらに行い、申請に誤りがなく、適切な支給に改善いたします。

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや旅費の請求手続きに関する事などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(建築住宅課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額が過支給となっていたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年3月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや旅費の請求手続きに関する事などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 庶務事務システムの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの及び過支給となっていたもの。(建築住宅課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額に不足が生じていたもの及び過支給となっていたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年3月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 物品購入契約において、規則どおりに契約手続きが取られていないものがあった。

随意契約により執行する予定価格が5万円を超え、50万円以下の物品購入については、越谷市契約規則及び越谷市随意契約事務取扱要領に、原則2者以上の競争見積り合わせをすることが規定されている。

物品購入の契約手続きについて確認したところ、契約金額が5万円を超えているにもかかわらず、所定の契約手続きを行うことなく物品の購入をしていたものである。(建築住宅課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、本来は競争見積り合わせをし、所定の契約手続きを行う必要がありましたが、誤ってそれらの手続きを行うことなく物品を購入してしまいました。

このことは、越谷市契約規則及び越谷市随意契約事務取扱要領に規定される手続きとは異なりますが、既に契約履行が完了しており、遡ることが困難であるため、修正しないことといたします。

今後は、越谷市契約規則及び越谷市随意契約事務取扱要領に基づいた物品購入を行うよう職員へ周知し、あわせて承認者及び決裁者が確認を徹底することで再発防止に努めてまいります。